

台風に対する非常措置についてのお知らせ（改訂版）

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類）」または「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前0時まで解除になった場合 5校時（13時00分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定し、下校についてはホームページでお知らせ後、保護者が引き取りに来校されるまで学校に留め置くことといたします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時まで解除になった場合 平常授業
 - ・ 午前9時まで解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
 - ・ 午前11時まで解除になった場合 5校時（13時00分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3 水害による避難勧告等が発令された場合

福西・竹の里学区に水害に関する避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

以上、学校でも指導いたしますが、ご家庭でもお子様にその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

*このプリントは、警報発令時のために保管していただき、確認していただきますようお願いいたします。

1 年間保存

令和2年7月10日

保護者のみなさんへ

京都市立西陵中学校
校長 山 本 宗 昭

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・小中学校掲示板により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、地域の被害状況など調査した上で、安全が確認された場合、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定し、下校についてはホームページでお知らせ後、保護者が引き取りに来校されるまで学校にとどめ置くことといたします。

*地震につきましてはどのような不測の事態に陥るか予測ができませんので、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

*このプリントは、地震発生時のために保管していただき、確認していただきますようお願いいたします。